モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象 となる施策目標

子育て家庭の生活の安定を図ること

1. 政策体系上の位置付け

男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 基本目標

▼施策目標 3 |子育て家庭の生活の安定を図ること

|施策目標||3-1|子育て家庭の生活の安定を図ること

■ 個別目標 1 児童手当制度の適切な運営を図ること

(主な事務事業)

・児童手当の支給

施策の概要(目的・根拠法令等)

1目的等

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に 寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを 目的とする。

2根拠法令等

- ○児童手当法(昭和46年法律第73号)
- ○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)

主管部局・課室 雇用均等・児童家庭局育成環境課

関係部局・課室

施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 児童手当支給件数(単位:万件)	693	964	960	1, 299	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成18年度児童手当事業年報による。
- ・平成19年度の数値は、平成20年10月に確定値等を公表予定である。
- ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学 年修了前まで拡大。
- ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学 校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。・平成19年4月の制度改正により、3歳未満の第1子、第2子の支給額を倍増(一律
- 1万円)。

個別目標に係る指標等

個別目標1 児童手当制度の適切な運営を図ること 個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期) H 1 5 H 1 6 H 1 7 H 1 8 H 1 9 1 児童手当支給件数(単位:万件) 693 964 960 1,299 集計中 (-)※施策目標に係る指標1と同じ。

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、雇用均等・児童家庭局の平成18年度児童手当事業年報による。
- ・平成19年度の数値は、平成20年10月に確定値等を公表予定である。
- ・平成16年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校就学前から小学校第3学 年修了前まで拡大。
- ・平成18年4月の制度改正により、手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学 校修了までに拡大し、また、支給率が85%から90%となるよう所得制限を緩和。・平成19年4月の制度改正により、3歳未満の児童に係る給付の支給月額を、一律1
- 万円に拡充

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | 事務事業名 : 児童手当交付金

平成19年度

431,961百万円 一般会計、年金特会

<u>般会計、年金特会、労働保険特会、その他(</u>) 本省、厚生<u>局、労働</u>局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、<u>市区町村</u>、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他(

概要:児童手当制度は児童を養育する親等に対し、3歳未満の児童1人あたり月額1 万円、3歳以上小学校修了前の児童1人あたり月額5千円(第3子以降月額1 万円)を支給することにより児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 児童手当交付金は、児童手当の給付に必要な財源の一部を市町村に交付するも のである。